

事 務 連 絡 平成 31 年 4 月 25 日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

麻しんに関する特定感染症予防指針に基づく依頼事項について

標記について、別添(写)のとおり厚生労働省健康局健康課長及び結核感染症課長より各衛生主管部(局)長宛て送付されましたので、その趣旨を御了知いただくとともに、関係者への周知方よろしくお願いいたします。また、別添中の厚生労働省健康局健康課長及び結核感染症課長より公益社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長宛てに発出された通知についても併せてご確認をお願いします。

健健発0425第1号 健感発0425第1号 平成31年4月25日

厚生労働省健康局健康課長 (公印省略) 厚生労働省健康局結核感染症課長 (公印省略)

麻しんに関する特定感染症予防指針に基づく依頼事項について

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありが とうございます。

別紙1「麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」(平成31年4月19日健健発0419第1号厚生労働省健康局健康課長通知・健感発0419第1号結核感染症課長通知)により、平成31年4月19日付けで麻しんに関する特定感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。)が改正されたことを通知いたしました。

同通知において「追って、改正後の指針に基づき、依頼事項を整理の上、通知する予定」としていたところですが、今般、改正後の指針に基づき、下記1~4のとおり依頼事項を整理しましたので、貴殿におかれましては、指針の主な改正内容等とあわせて御了知の上適切に対応いただくとともに、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。)に周知していただくようお願いします。

また、同通知等において既に御連絡したとおり、風しんに関する特定感染症予防指針(平成26年厚生労働省告示第122号)についても同時に改正することを予定しておりましたが、風しんに係る状況に変化があったことを踏まえ、第29回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会・第30回厚生科学審議会感染症部会(合同開催)(平成31年1月28日開催)において当分の間改正を据え置くことが決定されています。一方で、下記3及び4の依頼事項につきましては、風しん対策にも同様に資するものであることから、風しんも想定した対応を取っていただくよう御協力をお願いします。

なお、改正後の指針第三の三の1等の記載に基づき、別紙2~4のとおり民生主管部局、(公社)日本医師会、母子保健主管部局等に対し通知を発出していること、改正後の指針第三の三の2等の記載に基づき、外務省及び国土交通省等の関係機関に協力を求めていることを申し添えます。

記

- 1 母子保健主管部局と連携し、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1 項第1号に規定する健康診査の機会を利用して、当該健康診査の受診者の麻し んのり患歴(過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。)及び第一期(生 後12月から生後24月に至るまでの間)の定期の予防接種(予防接種法第第2条 第4項の定期の予防接種をいう。以下同じ。)の接種歴(母子健康手帳、予防接 種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。)を確認し、麻しんに未り患又 は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの第一期の定期の予防接種を受 けていない場合には、受け忘れ等がないよう、再度の接種勧奨を行うこと。
- 2 教育委員会と連携し、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する健康診断(以下「就学時健診」という。)の機会を利用して、当該就学時健診の受診者の麻しんのり患歴及び第二期(小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間)の定期の予防接種の接種歴を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの第二期の定期の予防接種を受けていない場合には、受け忘れ等がないよう、再度の接種勧奨を行うこと。
- 3 都道府県が感染症の専門家、医療関係者、市町村の担当者等の関係者と協働して設置した麻しん・風しん対策の会議は、管内の各市町村における麻しんの定期の予防接種について、第一期に接種した者の割合及び第二期に接種した者の割合がそれぞれ95%以上となるように定期接種率の向上策の提言を行い、都道府県は当該提言を踏まえて管内の各市町村に対して働きかけること。この際、国立感染症研究所が取りまとめた「都道府県における麻しん風しん対策会議等に関するガイドライン(第二版:暫定版)」を参考にすること。
- 4 都道府県等においては、複数の都道府県等にまたがって広域的に麻しんが発生した場合に備え、都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくこと。なお、今後、厚生労働省において、自治体間で即時に麻しんに関する発生情報を共有できる仕組みを整備(感染症発生動向調査システムの改修)し、運用開始のお知らせを行う予定であることを申し添える。

全日本病院協会 医療行政情報 https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

参考1:改正後の指針全文

https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf

参考2:都道府県における麻しん風しん対策会議等に関するガイドライン

https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/rubella/GLMM_160603.pdf

健健発0419第1号 健感発0419第1号 平成31年4月19日

各 {都 道 府 県 知 事 保健所設置市長 特 別 区 長

> 厚生労働省健康局健康課長 (公印省略) 厚生労働省健康局結核感染症課長 (公印省略)

麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について (通知)

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありが とうございます。

我が国における麻しん対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)及び予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき策定される麻しんに関する特定感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。)に沿って実施することとされています。

今般、厚生科学審議会における議論を踏まえ、指針を別紙1のとおり改正しました。主な改正内容等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。)に周知していただくようお願いします。

追って、改正後の指針に基づき、依頼事項を整理の上、通知する予定です。

なお、風しんに関する特定感染症予防指針(平成26年厚生労働省告示第122号) についても同時に改正することを予定しておりましたが、別紙2の「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」(平成31年2月1日健発0201第2号厚生労働省健康局長通知)において既に御連絡したとおり、風しんに係る状況に変化があったことを踏まえ、第29回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会・第30回厚生科学審議会感染症部会(合同開催)(平成31年1月28日開催)において当分の間改正を据え置くことが決定されていることを申し添えます。

第一 改正の趣旨

指針は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法に基づき、麻しんに係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止等を図るために定められ、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更することとされており、今般、昨今の麻しんを取り巻く状況の変化を踏まえ改正を行う。

第二 主な改正内容

- 1 定期の予防接種の実施率向上に向けた対策を強化するため、
 - ・ 国が、都道府県を通じ、各市町村に対して、第1期及び第2期の定期接 種率がそれぞれ95%以上となるように働きかけること(改正後の指針第三の 二の2関係)
 - ・ 麻しん・風しん対策会議が、予防接種率の向上策について提言を行い、 都道府県は当該提言を踏まえ各市町村に対して働きかけること(改正後の指 針第七の三の1関係)
- 2 児童福祉施設等及び医療機関等の職員等のうち、0歳児、免疫不全者及び 妊婦等と接する機会の多い者に対し、麻しんの予防接種を受けることを強く 推奨すること(改正後の指針第三の三の1等関係)
- 3 輸入症例への対策を強化するため、海外に渡航する者及び空港職員等に対し、麻しんの予防接種を受けることを推奨すること(改正後の指針第三の三の2等関係)
- 4 広域感染発生時の対応を強化するため、
 - ・ 国が、都道府県等間での情報共有及び連携体制の方針を示し、技術的援助 の役割を積極的に果たすこと(改正後の指針第二の五関係)
 - ・ 各都道府県等においても都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要であること(改正後の指針第二の五関係)
- 5 その他所要の改正を行う。

第三 適用期日

平成31年4月19日

参考:改正後の指針全文

https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf

別紙1

〇厚生労働省告示第二百三十七

号

項 感 及 染 び 症 予 \mathcal{O} 予 防 接 防 及 種 法 び 感染 昭 和 症 二十三年 \mathcal{O} 患 者 に 法 対 律 す 第 る 六 医 十 療 八 に 号) 関 す る 第 四 法 条 津 第 平 成 項 \mathcal{O} + 規 年 定 法 に 律 基 第 づ 百 き、 + 四 号) 麻 し 第 W 十 に 関 す 条 くる

特 定 感 染 症 予 防 指 針 平 成 十 九 年 厚 生 労 働 省 告示 第 四 百 四 十二号) \mathcal{O} 部 を 次 0) 表 \mathcal{O} ょ う E 改 正

第四項の規定に基づき公表する。

条

の

で、

感

染

症

 \mathcal{O}

予

防

及

び

感

染

症

の患

者

12

対

す

る

医

療

に

関

す

る法

津

第

十

条

第

項

及

び

予

防

接

種

法

第

兀

た

平成三十一年四月十九日

生労働大臣 根本 匠

厚

- 1 -

一労働

省告示第四百四十二号)

を麻

排除の 項

ため

0)

対策期間と定め、

の予防接種

減少し、

高等学校や大学等における大規模な集団

车

度

つからの

五

あった麻しんの報告数

、報告数も、平成二十三こうした取組の結果、

成二十三年には四百四十二件と着実に

発 生

は見られなく

平成二十年に

は

万千十三件

を策定し、

種

法第二

一条第四 0)

規定する予防

接種を

. う。 定期

下同じ。

の

な

てきたところである。

ことであると考えられている。

国は、

麻しん対策を更に強化するた

針

(平成十九年

推 下

進してきた。

定期の予防

接種」という。

の対象者を拡大するなどの施策を

平成二十年に麻しんに関する特定感染症予防指

疫

及を獲得

できなかっ

た若しくは免疫が減衰した者が一定程度いた

た者又は麻しんの予防接種を

も受けていなかっ

行

の主な原因は、

当

|該年齢層

の者の中

に、

麻し

W

の予防接種を

回

は受けたが

感染症予防指針

麻しん対策を更に強化するため、

|染症予防指針(平成十九年厚生労働省告示第四百四十二号)を策しん対策を更に強化するため、平成二十年に麻しんに関する特定||十代及び二十代を中心とした年齢層で麻しんが||大流行し、||国は、

定し、

時限的に予防接

種法第五条第

項の

規

定による予防接種

を策

定

代及び二十代を中心とした年齢層で麻しんが

より確実な免疫の獲得を図ってきた。

改正案	現行
はしか」とも呼ばれ、高熱と耳後部から始まり	麻しんは、「はし
がる赤い発しんを特徴とする全身性ウイ	へと広がる赤い発
感染力が非常に強い上、り患すると、まれに急性脳炎を発	。感染力が非常に強い上、罹患する
達遅滞等の重篤な後遺症が残る、又は、死亡すること	神発達遅滞等の重
さらに、よりまれではあるが、亜急性硬化性全脳炎と	る。さらに、よりまれではあるが、亜急性硬化性全脳炎という特
この脳炎を発症した場合には、	な脳炎を発症することがあり、この脳炎
や運動障害等が進行した後、数年以内に死亡す	は知能障害や運動障害等が進行した後、数
した麻しんの感染力及び重篤性並びに流行した場合に	した麻しんの感染力及び重篤性並びに流行
影響等に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろ	影響等に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、
が、その予防に積極的に取り組	民一人一人が、その予防に積極的に取り組
る。	要である。
が国においては、昭和五十一年六月から予防接種法	我が国においては、昭和五十一年六月から予防接種
律第六十八号)に基づく予防接種の対	三年法律第六十八号)に基づく予防接種の対象疾病に麻し
	うとう

線部分は改正 部 分

2

づけ、

移行し、

ってきた状況を踏まえ、それまでの一

んの患者数が減少し、自然感染による免疫増びまん延の防止に努めてきた。また、平成十け、積極的に接種勧奨等を行うことにより、

平成十八

八年四月·

月からに

からは、麻生の予防

づ

積極的に 律第六十八号)

1接種勧

、奨等を行うことにより、

及び

まん延の防止

に努め

てきた。

平成十八

効果が得

づらくな

然感染による免疫増強

回の接種から二回の接種

<u>ر</u> ح

ってきた状況を踏まえ、

しんの患者数が減少し、

しかし、

平成十九年

移行

ï

より確実な免疫の獲得を図ってきた。

それまでの

回の接種

自然感染による免疫増強

、麻しんの発生の予防 で八年四月からは、麻 がら二回の接種へと から二回の接種へと から二回の接種へと

大流行,

した。

この

により、

のことが

示唆さ

れること」

が示され

以

上

確認されないこと」

が示され、

また、

麻し

ん排除達

成の

等における大規模な集団発生は見られなくなってきたところである る効果が限定的であると予 大規模な集団発生の消失及び抗体保有率の上昇が認められたことか ことが た取 措置 . 追 ん及 の発生の中心となって きく上昇し、 その 平成二十八年には百六十五件と着実に減少し、高等学校や大学取組の結果、平成二十年に一万千十三件あった麻しんの報告数 が 時 に麻しんに対する免疫を持たない者 7 加 種 者 結果 薄く広く存在することが示唆されていること等を踏まえ、 限措置を行っ は当初の予定どおり平成二十四年度をもって終了した。 課 麻 する措置 び をそれぞれ 題 風 しん として残ってい 麻 の予防接種を二回 学 にり 当該年 (以 下 んの予 り思り た当初の目的はほぼ達成された。 口 ・齢層における麻しんの [ずつ l いること、 防 時限措置」 たことが び 想されること、 た 接 受けたことがある者を除く。 高 が 種 校 受けていない者が を二回受けたことがある者 年生 時 あ という。 特定の年齢層に限らず全ての 限措置を延長することで得られ る者又は麻しん及 相当 (以下 海外からの輸入例が麻し 発生数の大幅な減少 する年 を実施した。 感受性者」 定程度存在する 齢 当該年齢層に び 0) 風 者 しんの予 の割 を ح 時 こう い う 合が 限 時 的

保健機関西太平洋地域事務局より新たな定義として「適切なサーベ入株との鑑別が可能となったこと等を踏まえ、平成二十四年に世界る。麻しん排除の定義は、遺伝子検査技術の普及により土着株と輸内の各国は、目標の達成に向けた対策が求められているところであ を目 地域 が示され、また、イランス制度の下、 イランス制度の下、 方、 のうち五地域において麻しん及び風しんの排除を達成すること 標に掲げ、 開 催 された世界保 んを取り 我が国を含め、 麻し 土着性の感染伝播が三年間確認されず、また 着性の感染伝播が 健 ·巻く世界 λ 総会に 排 除達 世界保健機関西太平洋地域事務局管 お の いて、 成の認定基準として「適切なサー 状況に目を向けると、 :一年以上確認されないこと 平成三十二年までに世界六 平成二 十四四 え、 年 が 国

関西太平洋地域事務局 方、 麻 たを取 り巻く世 は、 成二十四年 状況 目 (三千: を 向 十二年) け ると、 までに麻 世 界 保

の普及により土着株と輸入株との鑑別が可能となったこと等を踏ま播が継続しない状態にあること」とされていたが、遺伝子検査お徘徊 んの排除を達成するという目標を掲げ、 義として「適切なサーベイランス制度の下、 められてきたところである。 関西太平洋地域事務局管内の各国は、 年間 平成二十四年に世界保健機関西太平 継続しない 外で感染した者が に人口百万人当たり |状態にあること」とされていたが、連「百万人当たり一例未満であり、かつ、 国内で発症する場合を除 麻しん排除の定 目標の達成に向けた対策が 洋地 我が国を含め、 域事 義は、 土着株による感染が一 き 務局より新たな定 麻し 平 ウイルスの伝 成 んの診断例 一二十年には 世界保健機

育関係者等が連携して取り組んでいくべき施策にことを目標とし、そのために、国、地方公共団体、 . う。 人が .達成の認定を受けたところであるが、 我が 本指針は、これらの状況を踏まえ 輸入例を契機とする麻しんの集団発生事例が起きている。 麻 国 発 の患者数が一定の割合で存在するようになってきている。 しん しん等の典型的な麻しんの症 12 お いては、 の発症例 平成二 の多くを占め 七 年に 地方公共団体、 て 引き続き排除状態を維持する ,世界 状を伴わない軽症の麻しんを いるとともに その後も散発的に海外から 保健機関による麻しん排 医療関係者、 修飾麻しん 新たな方 また、 教

略

.性を示したものである。

第 目

けたところであるが 平 成二十七年に世界保健機関による麻しん排除達成の認定を受 引き続き 麻 んの排 除の 状態を維持するこ

とを目標とする。

原因の究明

以下「感染症法」という。)第十二条の規定に基づく医師のの患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号麻しんの発生動向の調査については、感染症の予防及び感染 出 麻しんの発生動向の調査については、感染症麻しんの発生動向の調査及び対策の実施 により、 国内で 発生した全ての症例を把握 するものとする

> かつ、 排除を達成し、 いくべき施策についての新たな方向性を示したものである。 地方公共団体、 その後も排除状態を維持することを目標とし、 世界保健機関による麻しん排除達成の認定を受け 医療関係者、 教育関係者等が連携して取り組

ての

指

はこのような状況

を受

平

成

ま

麻

l ん

(略)

で 国

目

平成二十七年度

及までに

麻し

h

0) 排 カュ

除を達成し、

その

後も

の麻しんの排除の一世界保健機関に

のに

原因の 究明

状態を維持することを目標とする。 よる麻しんの排除の認定を受け、

略

。 以 下 症 の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号麻しんの発生動向の調査については、感染症の予防及び感染麻しんの発生動向の調査及び対策の実施 「法」という。) 第十二条に基づく医師の届出により、

国

内で発生し

たす

ての症例を把握するものとする

基準とし 国及び地域 ること」が示された。 年間 洋地域の三十七の国及び地域のうち、 確認されず、また遺伝子型解析により、 7 世界保健機関 イランス制度の下、 は 平成 我が国を含め既に 十四年九月 そのことが示 土着株による感 一唆され 十二の 染

お 同機関による排除認定作業が行われている。 土着株の 流行が 無くなっている可能性があることを

そのために、

麻

の抗麻しんウイルスIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実し、臨床診断をした時点で臨床診断例として届出をし、血清中とする。しかしながら、迅速な行政対応を行うため、医師に対 5 また、 床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しな当該地方衛生研究所等に提出することを求めるものとする。 てウイルス遺伝子検査等を実施するために必要な患者の検体を施するとともに、都道府県等が設置する地方衛生研究所におい めることとし、 判断され 分けるためには、 ことを踏まえ、 下げることを求めることとする。 基づ 取り下げられた場合は、 原則として全例にウイルス遺伝子検査の実施を求めるもの き、 我が国 とし、麻しんではないと判断された場合は、た場合は、麻しん(検査診断例)への届出の を診 診断 [における麻しんの患者の発生数が大幅に減少し 断出 風しん等の類似の症状を呈する疾病と正確に 病原体を確認することが不可欠であることか ちに届出を行うことを求めるものとする。 の届 その旨を記録し、かとする。また、数 とする。また、都道府県等は、届出ないと判断された場合は、届出を取(検査診断例)への届出の変更を求 出について 国に報告するもの 麻しん لح 臨 見 た

日 本医師 会との協力

こする。 。

の予防接種歴を併せて報告するよう依頼するものとする。 するものとする。また、麻しんの診断例の届出に際して、患した場合には、三に規定する内容に即した対応を行うよう依国は、日本医師会を通じて、医師に対し、麻しんを臨床で診

五 W (等は、麻しんの患者が)生時の迅速な対応

的症 、努めることが必要であり、 疫学調 法都第道 7十五 府県 查 条に規定する感染経路の把握等の調査 という。 及びまん延防止策を迅速に実施するよ 普 段 から医療機関等の 例 でも発生した場合に (以下)関係 機関と 積極染

> Ξ W 届

し、麻しんではないと判断された場合は、場合は、麻しん(検査診断例)への届出の もに、血清 I gM抗体検査等の血、臨床診断をした時点でまず臨床、球めるものとする。しかしながら の発生 れらの検査結果を総合的に勘案した結果、麻しんの実施のための検体の提出を求めるものとする。 道府県等が設置する地方衛生研究所でのウイルス遺伝子検査 とを求めることとする。 ことが不可欠であることから、 状を呈する疾病と正確に見分けるために うことを求めるものとする。 応を行う必 れた場合は、 麻麻 診 数が大幅に減少したことを踏まえ、 断 をした時点でまず臨床診 七日以内に 診 断し その旨を記録し、 た しかしながら、 4 医師 行うこととされて また、 可 の 届出 能な限り二十四 ま への届出の変更を求めることと た、 都道府県等 原則として全例に検査の実施 清抗 国に報告するものとする。 ついて 断例として届出を行うとと 迅速な行政対応を行うため 我が国に 体価の測定の は、 は、 麻しんと判断された 時間 るが 届出を取り下げるこ 病原体を確認する風しん等の類似の症 おける麻しん患者 法 届出が取り下 以内に届出 臨床症状とこ 迅速 実施と、 を 政 基 等 都 を

日 本医

力

兀

する。 うよう依頼するものとする。 断した場合には、「三 麻し して、 国 は 患 日本医師会なの協力 者 本医師会を通じて、 の予防接種歴も併せて報告するよう依頼するもの また、 また、麻しんの診断例の届出に際いんの届出基準」に即した対応を行い、医師に対し、麻しんを臨床で診 ح

麻し 足府県等は、じん発生時の 生時の迅速 な対 応

ネット 努 五都条道 くめることが必要であり、 条に規定 ワ ĺ する感染経路 構 麻し 築 12 しんの患さ 努めるも の)把握等 普段 者 のとする。 が から医療機関等の関係 の調査を迅速に実施するよ 例 でも 発生し た場合に 機関 法 لح

う

の

第 発生の予防及びまん 延 の 防 止

てることとする。 報を適切に管理し、

(削る)

所に検体を送付し、同研究所遺伝子配列の解析を実施し、合は、可能な限り、地方衛生

することとする。

検査の結果、

地方衛生

、国に報告する又は国立感染症研究生研究所において麻しんウイルスの果、麻しんウイルスが検出された場るとともに、その結果の記録を保存

ルス遺伝子検査等を実施するとともに、

が設置する地方衛生研究所において、都道府県等は、医師から検体が提出さ

医師から検体が提出さ

れ

合

は、

がにウイ

原則として全例

ウイルス遺伝子検査等の実施

ととする。

国立感染症研

症研究所は、解析されたウイルスの遺伝子同研究所が遺伝子配列の解析を実施するこ

流行状況の把握や感染伝

の制御

等に役

た場合 る人 手順等を示した手引きの作成並びに職員の派遣要請に応えら X) 発 感染症研究所において、当該調査及びまん延防 各 の方針を示し、 ま ット 構築しておくことが必要である 生した場合に 都道府県等においても都道府県等 た 0) 材の養成を行うとともに 国 対 ワーク構築に努めるも 応の は 手 複数の に備え、 ,順等を示した手引きを作成するものとする。 技術的援助の役割を積極的に果たすとともに 都道 都道府県等間での情報共有及び連携体 府県等にまたがって広域的に感染症 のとする。 医療機関内で麻しんが発生し 相互の この 連携体制をあらか の止策の実務上にめ、国は、国

ウ 1 ルス遺 伝子 査等 の実

に管理し、 国立感染症研 送付し、同研究所が遺伝子配列遺伝子配列の解析を実施する、 合 することとする。 ル とする。 は、 が設置する地方衛生研究所において、都道府県等は、医師から検体が提出さ ス遺伝子検査等を実施するとともに、 可能な限り、 流行状 究所は、 究所が遺伝子配列の解析を実施することとする。 検査の結果、 況の把握や感染伝播の制御等に役立てること 地方衛生研究所において麻しんウイルスの査の結果、麻しんウイルスが検出された場 解析されたウイルスの遺伝子情報を適切 又は国立感染症研究所に検体を 2提出さ その結果の記録を保存原則として全例にウイ た 合 都 道 府

五年間実施した時限措置の終了と 発生の予防 及びまん延の防 止

総

括

を が流行した主な原因は、 は種の 五年間を麻しんの排除のための あると考えられている。 できなかった若しくは免疫が減衰した者が一定程度いたから 成十九年に、 回も受けていなかった、 対 象者に 中 学 代及び二十代の年 年 当該年齢層の者が、 生と高校 このため 又は一回は受けたものの免疫を獲 対策期間と定め 三年 玉 齢 生に は 層 を 相当する年齢 平 麻し 中 成二十年度から 心 W として麻し 定期の予防 の予防接種 0)

材の養成を行うものとする。 示した手引きの作成や職員のは、国立感染症研究所におい て、 派遣要請に 当 該 調 に応えらい 查 0) 実 務 れ

る

の手順等を

た

国

学の始期に達する日

日までの間

(以 下

者に対し行うものとし、

それぞれ

の接種率

までの間

(以 下

第

よりの発生 麻か回 の接種を完了することが重要であり、 発 することか 燃染力が非常に強い 選本的考え方 生の予防である。 受性者が麻しんへの免疫を獲得することである。 6 発 生 V 一の予 また、 麻 し 防に最も有効な対 W の対 感染者は発症 策として最も有 前 策 は、 予防

しんの予防接種を受けるよう働きかけることが必要である。接種していない者に対して、幅広く麻しんの性質等を伝え、 予防接種法に基づく予防接種の 国は、 接種を完了することが重要であり、未接種の者及び一回し定期の予防接種により対象者の九十五パーセント以上が二 定期の予 防 接 - 「第二期」という。)にある五歳以上にの一年前の日から当該始期に達する日(一期」という。)にある者及び小学校(種を生後十二月から生後二十四月に至 一層の充実 からウイルスを排も有効なのは、そ そのた 接種に

> 麻 置 σ 予防接 (以下 及 種 び 時 を 風 限 措置 口 接 に 種 既 に لح した者を除く。 いう。 罹 患 たこと を実 施し が を時 確 た。 実 な者 限 的 15 及びそれぞ

ることが示唆されていること等を踏まえ、時限措置は当初の定の年齢層に限らず全ての年齢層に感受性者が薄く広く存在で 置を行った当初の目的はほぼ達成することができたと考えられ く上昇し 団発生の 受性者に対して予防接種を推奨することも含めた対応を強化 海外からの麻しんの輸入例が中心となりつつある現状及び特 を その結果 例でも発生した場合に、 延 おり平成二十四年度をもって終了し、 長することで得られる効果が限定的と予想されることや 定程度の 当該年 消失、 麻しんの予防接種を二 未接種の者の存在が課題として残るが、 齢 抗体保有率の上昇を認めたことから、 層の麻しん発生数の大幅な減 積極的疫学調査の実施や、 回 接種した者 今後 時限措置は当初の予 は 少と大規模 0) 麻 割 追加する しん患者 合 周囲の 時限措 時限措 が 大き

基本的考え方

することが必要である。

が

要に応じ、 であり、 者の九十五パー その発生の予防である。 者に対しては、 感染力が非常に強い麻しんの対策として、 また、 予 防接種を受けるよう働きかけることが必要である これまで、未 、引き続き、幅広く麻しんの性質等を伝え、必これまで、未接種の者や一回しか接種していな・セント以上が二回の接種を完了することが重要 そのため、 定期の予防接種 最も有: 対なの により対象

国は、引き続き、定期の予防接種予防接種法に基づく予防接種の一層

接 ある5歳以上七歳未満の者に対し行うものとし、 る日の一 四 種 1月に至るまでの間にある者及び小学校就学の始期に達す『は、引き続き、定期の予防接種を生後十二月から生後二8接種法に基づく予防接種の一層の充実 が 九 年 -前の日 十五 Ì から当該始期に達する日の前日までの間に セント以 上となることを目標とする。 それぞれの ま

又は麻しん

のり患歴が不明であ

ŋ, 歴

つ、

麻しんの予防

接

かっ、かつ、

必

要

回

数

で

あ

る__

口

[受け

Ė

な

、又は麻

 λ の 予

接

対し、 厚生

、一 労 就 働

学時健

文部科学省に協力を求め、

健診

の機会を利用し、

定期

説し、麻しんに未りめの予防接種の対象が、学校等の設置者

0

麻

L

ん

0)

ŋ

患

歴及び予防

接

種

いパ 免 l の的 免疫の な余裕を残すため、 初めの三月の間 セ シト 獲得 以 を図るとともに、 となることを目標とする。 に、 特に積極的な勧奨を行うものとすると期の予防接種の対象者となってかとともに、複数回の接種勧奨を行う時にことを目標とする。また、少しでも

2

の者を把握し、再度の接種勧れ等がないよう、定期の予防はるよう依頼するものとする。せが不明である場合しし 多斤(ようでは、できませ、 法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条に規定する建康は、昭和三十三年法律第五十六号)第十二条第一項第一号に規定する健康診査及び学校保健安全、 市町村に対し、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号) り限種患る歴 に該診法検健断(る よ り 種 が 行 わ ||検査診断で確定したものに限る。以下同じ。| 及び予防接||健康診査及び就学時健診の受診者の麻しんのり患歴(過去||断(以下「就学時健診」という。) の機会を利用して、当 一同じ。 患歴 行の定 が町 |村は (母子 種し が 以 わ 期の 積極的に働きかけり 不明であり、かつ、下同じ。)を確認し れ 特 都 た者の である二回受けていない又は麻しんの予防 健 別 道 各市 予防接種において必 康 区 府 再度の接種勧奨を行うよう依頼するものとす、、定期の予防接種の対象者について、未接種ものとする。また、定期の予防接種の受け忘 小手帳、 を含む。 県 町村 を通じ、 働きかけていく必要がある。具体的には、 割合がそれぞれ九十五 を確認し、 予防接種済証等の記録に基づくものに における第 当該予防接種を受けることを勧奨す 下同 定期の予 麻しんの予防接種を必要回数へ、麻しんに未り患又は麻しんの じ。 要とされる回)の機会を利用して、当第十一条に規定する健康 期 防 に接 に 接 パーセント以上とな 対 種 の実施主体であ 種 した者及び [数をいう。 確実に予 接種 第一 防 歴

> 者となってから 勧奨を行う時間的 うものとする。 でも の初めの三月の間 な余裕を残すため、 免 疫の獲得を図るととも 、特に積極的な勧奨を、定期の予防接種の対とともに、複数回の控 歌奨を行 個の対象 回の接種

しんの予防接種を必要回数である二回接種していないの罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、か)の機会を利用して、当該健康診査及び就学時健診の るものとする。 !勧奨を行うよう依頼するものとする。 診 が í 年 未接種の者を把握し、再受け忘れ等がないよう、 査及び学校保健安全法 予 法 歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻会を利用して、当該健康診査及び就学時健診の受診者条に規定する健康診断(以下「就学時健診」という。 ર્કે 律第百四十 具 種 が行 体 の 予 わ &安全法(昭和三十三年法律第五十六号)号)第十二条第一項第一号に規定する健 れるよう、お接種の実施 は、 市町村に対し、 再度の接種勧奨を行うよう依 施主 定期の予防接種の対象者に 極 体 的に であ また、 母子保健法 る市 定期の予防 村 12 . (昭 て 者に いく :頼 5 和 い接接 麻者 健 四

会を利用 歴 回 未罹患であり、かつ、原則として母子健 接種 Ĺ していない 定期 (の予防接種の対象者) 文部科学省に協力を かつ、 ・者に 康手 接種 麻しんの予防接種を必要回数であ ・帳や予防接種済証をもつて確に協力を求め、就学時健診の 勧奨を行うもの 4の罹患歴みで求め、就が 及び時 とする。 ま

認種機

厚生労働省

8

期 するよう依頼するものとする。 再度の接種勧奨を行うよう依頼するものとする。 の予防接種を受けたかどうかの確認を行い、 が 不明 で ある場合に は また、当該接種勧奨後に、 予防 接種を受けることを勧 、必要があれば種勧奨後に、定

(削る) (略)

中学校、 学校、 予防接種 麻しんにり患すると重症化しやすい者と接する機会が多いこ 以下同じ。)の職員等は、乳幼児、児童、 医療機関、 義務教育学校、 法に基づかない予防接種の推奨 高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。 児童福祉施設等及び学校等(幼稚園、 高等学校、 中等教育学校、 集団発生又は患者の重 体力の弱い者等の 特別支援 小学校、 医療機 四

関、児童福祉施設等及び芦交争りました。このため、症化等の問題を引き起こす可能性が高い。このため、とから、本人が麻しんを発症すると、集団発生又は患とから、本人が麻しんを発症すると、集団発生又は患 を強く推奨する必要がある。 種歴が不明である者に対しては 接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接 り患又は麻しんのり患歴が不明であり、 当該予防接種を受けること かつ、 麻しんの予防の、麻しんに未

2|**°**ては、 機会があることから 零歲児、 特に定期 海 とりわけ 外 当該予防接種を受けることを強く推奨する必要がある に 渡航する者は 免疫不全者及び妊婦等と接する機会が多い者に対し の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない 医療機関及び児童福祉施設等の職員等のうち 本 人が麻し 海外で麻し んウイ んにり患した者と接する 'n スに感染して帰国

認

を行

必要があれば、

当該接種勧奨後に、

定期の予防接種を受けたかどうか

再度の接種勧奨を行うものとする

 $5 \mid 4$ き続き連携を図るものとする。 なるワクチン及び試薬類の生産について、 確保 国 略 は が困難となった事例に鑑み、 平成十九年の麻しん流行時にワクチンや検査キ なお、 定期の予防接種に必要と 麻しんの接種に用 製造販売業者と引 いる ツ

ワクチンは、

ん風しん混合ワクチンとするものとする。

風しん対策の観点も考慮し、

原則として、

麻

等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いう。以下同じ。)の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を 学校、中学校、 学校等の職員等に対し、 を達成するためには、 引き起こしてしまう可能性が高い。 いことから、 医療関係者、児童福祉施設等の職員、予防接種法に基づかない予防接種の推奨 本人が麻しんを発症すると、 義務教育学校、 医療関係者、 予防接種の推奨を行う必要がある。 高等学校、 このため、 児童福祉施設等の職員 学校等 中等教育学校、字校等(幼稚園、 多数の者に感染を 麻しんの排除 を特小

(新設)

3 また 合に る 予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児、 防接種を受けることを強く推奨するものとする。特にない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、 ない又は麻しんの予防り、かつ、麻しんの予 として業務により海外に渡航する者について、 明であり、 空港職員等のうち 流出させる可能性がある。 んを発症すると、 すると、 療機関の職員等に を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であ機関の職員等に対し、自らの麻しんのり患歴及び予防接種厚生労働省は、日本医師会等の関係団体に協力を求め、医 及び予防接種歴を確認し、 するものとする。 は、 |回受けていない んウイルスに感染する可能性が比較的高く が不明であり 業者団体に対し、 生労働省は、 当 いない又は麻しんの予防接種歴が不明である者に対して 「該予防接種を受けることを推奨する必要がある。 海 当該予防接種を受けることを推奨するよう協力を依 外からの渡航 我 麻しんの予防接種を必要回数である二回受けてい かつ、 国 に 我が国 麻し 麻しんの大規模な流行を防止する観点から 麻しんの予防接種を必要回数である二回受 又は麻しんの予防接種歴が不明である場 か 麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不 なり、 雇入 んウ 者と接する機会が多い空港職 このため、 れ時等の様々な機会を利用し、 感染が拡大する可能性及び海外へ Ź 麻しんの予防接種を必要回数であ 麻しんに未り患又は麻しんのり スが 流入 海外に渡航する者及び する可 麻しんのり患 能 特に定期の 本人が麻し 性 員等 が 当該予 あ は す

確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、防接種を受けることを強く推奨するものとする。特に定期の防接種を受けることを強く推奨するものとする。特に定期の予防接種を受けることを強く推奨するものとする。特に定期の下が接種を受けることを強く推奨するものとする。特に定期の下が接種を受けることを強く推奨するものとする。特に定期の下が接種を受けることを強く推奨するものとする。特に定期の下が接種を受けることを強く推奨するものとする。特に定期の下が接種を受けることを強く推奨するものとする。特に定期の下が接種を受けることを強く推奨するものとする。特に定期の下が接種を受けることを強く推奨するものとする。特に定期の下が接種を必要回数である二回受けていり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていり、かつ、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、

ない者に対する予防接種を推奨するものとする。、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回接種してい療関係者の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、厚生労働省は、日本医師会等の関係団体に協力を求め、医

2

防接種を必要回数である二回接種していない者に対する予防び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予る健康診断の機会を利用して、当該施設等の職員の罹患歴及衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条に規定する 厚生労働省は、児童福祉施設等において行われる労働安全

診断等の機会を利用して、学校等の児童生徒等及び職員の麻等の健康診断及び同法第十五条第一項に規定する職員の健康査並びに学校保健安全法第十三条第一項に規定する児童生徒 に対し、 り患歴及び予防接種歴を確認し、 明である場合には、 要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不 麻しんのり患歴が不明であり、 を確認し するものとする。 る場合に る機会が多いことを説明し、 大学並びに専修学校の学生及び生徒に対し、 るよう依頼するものとする。 しんのり患歴及び予防接種歴を確 歳児と接する機会が多い者に対しては、 種を受けることを強く推奨するよう依頼するものとする。 又は麻し である二回受けていない又は麻し ることを強く推奨するよう依頼するものとする。 に定期の予 種 又は かつ、 渡航する者に対し り患歴が不明であり、 の 厚生労働省は 厚生労働省は、 を受けることを推奨するものとする。 弱 労働省は 麻 い者等の麻しんにり患すると重症化しやすい者と接す しんの予防接種歴が不明である場合には、 麻 は 母子保健法第十二条第一項第二号に規定する健康診 んの予防接種歴が不明である場合には、 防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零 麻 当該予防接種を受けることを推奨するよう依頼 しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明でありに対し、自らの麻しんのり患歴及び予防接種歴 んの予防接種を必要回数である二回 関係省庁に協力を求め、 文部科学省に協力を求め、 外務省及び 当該予防接種を受けることを強く推奨す かつ、 また、医療・福祉・教育に係る 当該学生並びに生徒の麻しんの 国 かつ、 麻しんの予防接種を必要回 土交通省に協力を求 認し、 んの予防接種歴が不明であ 麻しんに未り患又は麻しん 麻しんの予防接種を必 当該予防 麻しんに未り患又は 空港職員等に対 幼児、 学校等の 受けていな 接種を受け 当該予防 児童、 当該予防 8 設置者 海外 体 特接 (新設 種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種をがあることを説明し、当該学生及び生徒の罹患歴及び予防接 奨するものとする。 必要回数である二回接種していない者に対する予防接種 祉・教育に係る大学及び専修学校の学生及び生徒に対し麻し 管理者に対し、 んに罹患すると重症化しやすい者と接する可能性がある実習 る二回接種していない者に対する予防接種を推奨し、 びに未罹患であり、 第十三条第一項に規定する児童生徒等の健康診断及び同 十五条第一項に規定する職員の健康診断等の機会を利用し 一条第一項第二号に規定する健康診査並びに学校保健 学校の児童生徒等や職員の罹患歴及び予防接種歴の確 厚生労働省は、 推奨を依頼するものとする。また、 文部科学省に協 かつ、

接種を推奨するものとする。

つ、

麻

し

W

の子

を必

要回数である二

受けていな

- 11 -

麻しんの予防接種を必要回

認

並 て 第

医療・福 学校の □数であ 力を

子保

安

法 全 3

生

労働

省

対

校 保健 は

安全法第十三条第

項に規定する児童生徒

学校等の設置者

文部科学省に協力を求め、

四

接種 国 立感染症研究所は、 方法等を示した手引きの作成を行うものとする。 を推奨することも含めた対応について検討し、具体的な実立感染症研究所において、周囲の感受性者に対して予防接 奨するものとする。 は、 歷 種 が不明である場合に を必要 国内で麻しんの 回 数である一 都道府県等から要請があった場合には、 て、患者 回 は、 が 受けていない又は麻しんの予防 当該予防接種を受けることを 例でも発生した場合には、 また、 玉

未り患

又は麻し

ん 0

のり患

歴 及

が び

不明

つ、 認

麻

L 麻

んの予 L

自

5

麻

λ

り

患 歴

予

防

接種歷 であり、

を か 確

適宜技術的支援を行うものとする。 の他必要な措置

てない副反応、特に妊娠中の接種による胎児への影響等の情き事項及びワクチンを使用する予防接種という行為上避けら特性、予防接種の重要性、副反応を関則する1~ 「『月月9月2 っては、 に対し積極的に提供するものとする。また、 を積極的に行う必要がある。 厚生労働省は、 及びワケェン予防接種の重要性、副反応を予防接種の重要性、副反応を リーフレット等の作成及び報道機関と連 副反応を防止するために注意すと連携し、疾病としての麻しん | 大連携した広報 | 情報提供に当た

よう依頼するものとする。歴が不明である場合した 種を必要回数である二回受けていない又は麻しん 患又は麻しんのり患 生の麻し 者に対し、 において集団生活を行う者及び職業訓練施設等における訓練 厚生労働省は、 不明である場合には、 W のり 入所又は入学の機会を利用して、 患歴及び予防接種歴を確認し、 児童福祉施設等及び職業訓 歴が不明であり、 麻しんに関する情報の提供を行う かつ、 児童福: 麻しんの予防 練施設等 麻しんに未り の予防接種 祉 施設等での管理

2

'の管理者に対し、厚生労働省は、保

入所及び入学の機会を利用して、資所等の児童福祉施設等や職業調

B

訓

練施

罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回施設等における訓練生の罹患歴及び予防接種歴を確認し、末等の児童福祉施設等において集団生活を行う者及び職業訓練等の管理者に対し、入所及び入学の機会を利用して、保育所

五

5 1 その他必要な措置 所は、 した手引きの作成を行うものとする。また、国立感染症研究ことも含めた対応について検討し、具体的な実施方法等を示 研 を行うものとする。 厚生労働省は、 究所において周囲の感受性者に対して予防接 国 は、 都道府県等から要請があった場合に、 しん患 者が 関 (係機関 一 例 と連携し、 でも発生した場 予 防 **添合に、** 適宜技術的支援 種 の 種を推奨する 重 要性 立 感

を積極的に行う必要がある。 用する予防接種という行為上避けられない起こりうる副反応 しては、リーフレット等の作成や報道機関を活用した広報等 報提供を行うものとする。 副反応を防止するために注意すべき事項及びワクチンを使 特に妊娠中の接種による胎児への影響等に関し、 また、 国民に対する情報提供と 積極的な 並

接

種していない場合、

麻しんの疾病としての特性や麻

しんの

報提供を行うよう依頼するものとする

接種につ

V. 7

0)

情

新設

要回 頼するものとする。 明である場合には、 Ò .数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不んのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必 の 健 り患歴 康 診 断 及び予防接種歴を確 等 の機 麻しんに関する情報の提供を行うよう依 会を利用し て 認 į 学 校等 麻しんに未り患又は 児童 生 徒 等 Ò

あり、 種歴を確認し、 等の学会等に対し、 いない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、 会、 厚生労働省は、 かつ、 日本皮膚科学会、 麻しんの予防接種を必要回数である二回受けて、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明で対し、初診の患者の麻しんのり患歴及び予防接 日本医師会、 日本内科学会及び日本小児保健協会 日本小児科学会、 日本小児 麻し

関する情報の提供を行うよう依頼するものとする。

5 予 渡航する者の麻しんのり患歴及び予防接種を確認し、 れ時等の様々な機会を利用して、 一供等を事業者等に行うよう依頼するものとする。 厚生 接種歴が不明である場合には、 防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの 未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、 労働省は、事業者団体に対し、 麻しんに関する情報の提 主として業務により海外 麻しんに関する情報 かつ、 また、 麻しん 麻し

海外に渡航 者に、これらの情報の提供を行うよう協力を依頼するものと うとともに、 する。 んが発症した場合の影響及び麻しんに関する情報の提供を行 ~ | 関する情 を行うよう依頼するものとする。 厚生労働省は、本省、 対 また、 L ジ等を通じ、 学 報の提供を行うよう依頼するとともに、 する者に、 校等の 外務省及び国土交通省に対し、 国土交通省に協力を求め、 設置者に 国内外の麻しんの発生状況、 国内外の麻しんの発生状況及び麻しん 国立感染症研究所及び検疫所の 海外に修学旅行等をする際に 旅行会社等に対し、 海外に渡航する 海外で麻し 文部科学 ホ

4|

6

対し、初診の患者の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患児科医会、日本内科学会及び日本小児保健協会等の学会等に厚生労働省は、日本医師会並びに日本小児科学会、日本小 とする。 しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するもの していない場合、 であり、 かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回接種 疾病としての麻しんについての情報及び麻

3|

(新設)

を求め、 依 ての特性や麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう ムページ等を通じ、 頼するものとする。 を行うよう依頼するものとする。 旅 いての情報提供を行うとともに、 厚生労働省は、 行会社等に対し、 学校で外国へ修学旅行する際に、 本省、 国内外の麻しんの発生状況や予防接種に 外国へ渡航する者に、 国立感染症研究所又は検疫所のホ また、 国土交通省に協力を求め 麻しんの疾病とし 文部科学省に協力

第四 1のため、国は、麻しんの患者を適切に診断できるよう、医師!染症については、早期発見及び早期治療が特に重要である。麻しんのような感染力が極めて強く、重症化のおそれのある 対して必要な情報提供を行うとともに、 避けるため、地方公共団体及び医療機関等の各関係機関に対るとともに、予防接種の際の医療事故及び副反応を徹底して厚生労働省は、麻しんの定期の予防接種を積極的に勧奨す 基本的な考え方 医療の提供 とする。 るものとする。 るものとする。 係省庁及び事業者団体に対し、 情報提供するためのリ R) ワクチンとするもの 検査及び予防接種を実施することができる医療機関に関する の 国は、 に感染した際 対策の観点も考慮 チン等の生産について、 また、 国に滞在する海外からの渡航者に対し、 んの予防接種を受けることが望まし 麻しんのり患歴及び予防接種歴を確認し、 厚生労働省は、 「ワクチン等」 提供を行うよう協力を依頼するものとする。 安全対策を十分行うよう協力を依頼するものとする。 卸売販売業者及び地方公共団体の連携を促進するもの らの情報 なお 麻しんの予防接種に用いるワクチン及び試薬類 地方公共団体及び日本医師会に対し、 また、 の初期症状及び早期にとるべき対応等につい 麻 の提供を行うよう依頼するものとする。 という。 外国人留学生及び外国人労働者等長期に我 しんの予防接種に用いるワクチンは、 ワクチン等の流通についても、 とする。 原則として フレット等を作成 製造販売業者と引き続き連携を図 の安定的な供給を図るため 周知を行うよう協力を依頼 麻しん風しん混 いことを複数の言語で 国民に対しても当該 入国する前に自ら するとともに、 必要に応じて麻 麻しんの抗体 日本医 合 医師 風 関 第 四 師 このため、 「染症については、早期発見及び早期治療が、特に「麻しんのような感染力が極めて強く、重症化のお基本的な考え方 (新設) た際の初期症状や早期にとるべき対に必要な情報提供を行うとともに、 安全対策を十分行うよう協力を依頼するものとする。 けるため、 療 厚生労働省 の提 aため、地方公共団体や医療機関等の各関係団体に対し、予防接種の際の医療事故や避け得る副反応を徹底して避f生労働省は、定期の予防接種を積極的に勧奨するととも 国は、 麻しんの患者を適切に診断できるよう、 期にとるべき対応等につい 、国民にも当該疾病に感染適切に診断できるよう、医期治療が、特に重要である · て周 重そ 重要である 知し て

| 有の疾患でなくなったことに鑑み、小児科医のみではなく、全増強効果が得づらくなってきたことに伴って、麻しんが小児特ある。さらに、麻しんの患者数が減少し、自然感染による免疫関係団体と連携し、医療関係者に対して注意喚起を行う必要が 行うことが重要である。 の医師が麻しんの患者を診断できるよう、 は、 療関係者に対する普及啓 特に流行が懸念される地域においては、日本医師会等麻しんの流行状況等について積極的に情報提供するも、麻しんの患者を医師が適切に診断できるよう、医師 いくこと

第五 研究開発の推進

基本的考え方 (略)

である。 症予防施策の推進のために、 しんの 排除状態の 維持に 向 調査及び検討を進めることも重 け た定期接種率 . ற 向 上を含む感

(略)

第六 |際的 な連

その目 の 成及び維持に 向けて取り組 むものと

第五 基 研究開発の推進 本的考え方

積極的に

普及啓発

略

第六

国

際的な連

国際機関で 世界保健機関に 定める目標

の設

定

実施されている。我が国も本指針に基づき、麻しん対策の充実施を求めており、同機関において、麻しんの排除の認定作業がから麻しんの排除を達成することを目標に掲げ各国に対策の実掲げているほか、平成二十年(二千十二年)には西太平洋地域れの接種率が九十五パーセント以上となることの達成を目標に を図ることにより、 我が国も本指針に基づき、同機関において、麻しんの おいては、二回の予 その目標 の達成及び維持に 防 的接種に ・げる、)には西太セー との達成を目標で て

とし、 がある。さらに、の関係団体と連携 対し、 国は、 医療関係者に対 特に、 麻しんの流行状況等に 麻しんの患者を医師 する普及啓

> 会も師 も師

日本医師会等の情報提供するもの

特有の疾患でなくなったことに鑑み、小児科医の疫増強効果が得づらくなってきたことに伴って、 べての医師が麻しん患者を診断できるよう 行うことが重要である。 「流行が懸念される地域においては、日れの流行状況等について積極的に情報提いんの患者を医師が適切に診断できるよ 、なったことに鑑み、小児科医のみではなく、いらくなってきたことに伴って、麻しんが小児麻しんの患者数が減少し、自然感染による免がし、医療関係者に対して注意喚起を行う必要 できるよう、 日本医! 供 かる 師

及啓

15 -

府県等における麻

 λ

風

しん

対策の会議及びアドバ

1

三

三 染し、 ことは、 そのため、 王 [際機関とは ん対策の 機関 の んし、

指針の目の一番本的考えた。 方 進 体 制 と普及啓発の 充

とする。
をする。
在り方について、 a。国は、定期の予防控効に機能しているかの確本指針の目標を達成す 防接種は、力 個人 情 報 .. の 情報保護の観点を考慮しつつ、 接種の実施主体である市町 確 するために 認を行う評価体制のるためには、本指針 活 用 の在り方につい り方についても検討するもの観点を考慮しつつ、電子媒体予防接種台帳のデータ管理の の確立が不可欠でな断に基づく施策がな 村等と連携 しあ有

とする。同会議は、毎年度、本指針及び風しんに関する特定感係者からなる「麻しん・風しん対策推進会議」を設置するものの担当者、ワクチン製造業者、学校関係者及び事業者団体の関国は、感染症の専門家、医療関係者、保護者、地方公共団体国における麻しん・風しん対策推進会議 こととする。 定める施策の実施状況に関する評価を行うとともに、 染症予防指針 公表し、 除認定会議も設置することとする。状態が維持されているかを判定し、 》。また、国は、麻しん・風しんについて、排除又は必要に応じて当該施策の見直しについて提言を行う (平成二十六年厚生労働省告示第百二十二号) る評価を行うとともに、その結果-厚生労働省告示第百二十二号)に本指針及び風しんに関する特定感 世界保健機関に報告す

> ことは、 染し、 麻 そのため、 し 国際機関と協力 ん対策 ため、国は、世界保健幾関等と重ちして、「ありする国内で発症する患者の発生を予防することにも寄与する国内で発症する患者の発生を予防することにも寄与する 国際保健水準の向上に貢献するのみならず、関と協力し、麻しんの流行国の麻しん対策を の 取組に、 \mathcal{O} に積極的に関与する必要がある。

みならず、海々

す

第七

について、個人情報保護の観点を考慮しつつ、電子媒体での管ある。また、市町村等は、予防接種台帳のデータ管理のあり方針に定める施策の見直しも含めた積極的な対応を講じる必要が係機関へ協力を要請し、当該施策の進捗状況によっては、本指 理 の 定 て いるかの確認を行う評価体制の確立が不可欠である。麻しんの排除を達成するためには、当該施策が有効に基本的考え方 を積極的 実施状況につ 期の予防接種の に 検討する。 いての情報収集を行い、「の実施主体である市町村 等と連 その情報を基 į 効に機 では、本指 予防接種 国 は、能

しん 対 策 推 進 会 「議及び 排

者からなる「空護者、地方公共 会議も設置することとする。維持されているかを判定し、 について提言を行うこととする。 とともに、 毎年度、 国 麻 は、 地方公共団体の担当者、 平成 その結果を公表し、 本指針に定める施策の実施状況に関する評価を行 感染症の専門の感染症の専門の 世界保健機関に報告する排)。また、国は、麻しんが排2必要に応じて当該施策の見さ 除認 除 直 う は係保

都道府県等における麻し ん対策の会議とアド -バイザ 制 度 0

うよう努めるも

のとする。

関する適切な情報提供を行 機関との連携を強化し、

五 四 への協力の必 麻しん対策 麻しん対策 を麻しん・風しん対握する幼児及び児童 ものとする。)協力の必要性等を周知することが重要である。厚生労働省,知識に加え、医療機関受診の際の検査及び積極的疫学調査にしん対策に関する普及啓発については、麻しんに関する正 .対し、麻しん及びその予防に関、部科学省及び報道機関等の関係 充

把握し、地域におけるにおける定期の予防控 ものとし、都道府県等、同会議の活動内容及かけるものとする。ま を 行 れぞれ 種の実施状況を評価するため、厚生労働省は、麻しん・風しー制度の整備を検討する。 得ながら、 と連携し 同会議 期に接種し 都制 麻しん・ 道 九十五%以上となるように定期接種率の向上策の 当者、の整備 して、 整備を検討する。
「で、麻しんの診断等に関する助言を行うアドバイザ は、 都道府県は当該提言を踏まえ各市町村に対して働き 、末ノノハが、までは、必要に応じ、医市がない、都道府県等は、必要に応じ、医市がないの作成を行うの活動内容及び役割等を示した手引きの作成を行うの活動内容及び役割等を示した手引きの作成を行うできました。 定期的に は 風しん対策 した者の 各市 はおける施策の進捗状況を評価するものとする。予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を思的に麻しん及び風しんの発生動向、各市町村民しん対策の会議を設置し、関係機関の協力を予校関係者及び事業者団体の関係者等と協働し 「対策の会議に提供するよう協力を依頼する「童の定期の予防接種の接種率に関する情報」にするため、文部科学省に対し、学校が把床しん・風しん対策の会議が定期の予防接 麻しん・風しん対策の会議 町 割合及び第二 村 症 12 の おける定期の予防 定期安重をフリー期に接種した者の割合がそりも種について、第 捷言

五四

対し、麻しんとその予防に関する適切な情報提供を行うよう努文部科学省や報道機関等の関係機関との連携を強化し、国民に協力の必要性等を周知することが重要である。厚生労働省は、い知識に加え、医療機関受診の際の検査や積極的疫学調査への麻しん対策に関する普及啓発については、麻しんに関する正し るものとする。

普及啓発の充実

2 対策の会議に提供するよう協力を依頼するものとする。児及び児童の定期の予防接種の接種率に関する情報を麻しん 状況を評価 するため、 は、 にめ、文部科学省に対し、!!麻しん対策の会議が定期 学校が把握する幼の予防接種の実施

診断等に関する助言を行うアドバイザー る施策の進 接種の接種率及び副反応の発生事例等を把 協力を得ながら、 係者等と協 都 道府県 必要に応じ、 Rする助言を行うアドバイザー制度の整備を検討に応じ、医師会等の関係団体と連携して、麻しん、捗状況を評価するものとする。また、都道府県: 働 l て、 定期的に麻しんの発生動向、、麻しん対策の会議を設置し の専門家、 関 係 |握し、 者 保護 都道府県等地域における。関係機関 麻しんの

1

健発 0201 第 2 号 平成 31 年 2 月 1 日

都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区 衛生主管部(局)長 殿

> 厚生労働省健康局長 (公印省略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第20号)及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第9号)については、本日別紙1のとおり公布され、施行された。改正の概要は下記のとおりである。

また、これに伴い、別紙2のとおり「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の 実施について」(平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知)の別 添「定期接種実施要領」を改正する。

貴職におかれては、これらについて貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を除 く。以下同じ。) へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、第 25 回厚生科学審議会感染症部会(平成 30 年 6 月 15 日開催)及び第 23 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会(平成 30 年 8 月 8 日開催)において了承された、風しんに関する特定感染症予防指針(平成 26 年厚生労働省告示第 122 号)の一部改正については、風しんに係る状況に変化があったことを踏まえ、第 29 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会・第 30 回厚生科学審議会感染症部会(合同開催)(平成 31 年 1 月 28 日開催)において当分の間据え置くことが決定されたことを申し添える。

記

第一 予防接種法施行令の一部を改正する政令について

1 改正の概要

風しんに係る定期接種については、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第 1条の3第1項の規定により、幼少期にある者を対象に、予防接種を受ける機会を確保している。 昨年7月以降の風しんの発生状況等を踏まえ、厚生労働省として昨年 12 月に取りまとめた風しんの追加的対策に基づき、予防接種法施行令の一部を改正し、平成 34年 3月31日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年 4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた(現在39歳から56歳)男性を、風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加することを規定する。

2 施行期日

公布の日(平成31年2月1日)

第二 予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

上記政令改正により、平成34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんに係る定期の予防接種を行うことに伴い、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)を改正し、追加的対策に係る予防接種を風しんの第5期予防接種とし、その対象者から除かれる者として、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、予防接種を行う必要がないと認められる者を規定する。

また、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)を改正し、風しんの第5期 予防接種について、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワク チンを使用すること及び接種量を0.5ミリリットルとすることを規定する。

2 施行期日

公布の日(平成31年2月1日)

健健発0425第3号 健感発0425第2号 子総発0425第1号 平成31年4月25日

厚生労働省健康局健康課長 印 省 公 略 厚生労働省健康局結核感染症課長 (公 印 省) 厚生労働省子ども家庭局総務課長 公 印 省 略

麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について(協力依頼)

児童福祉施設等における麻しん対策については、別紙1の「児童福祉施設等の職員に対する麻しんの予防接種の推奨の周知について」(平成30年5月16日健感発0516第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知・子総発0516第1号子ども家庭局総務課長通知)等により、これまで御対応いただいているところです。

今般、厚生科学審議会における議論を踏まえ、別紙2「麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」(平成31年4月19日健健発0419第1号厚生労働省健康局健康課長通知・健感発0516第1号結核感染症課長通知)で各都道府県等に通知したとおり、平成31年4月19日に麻しんに関する特定感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。)が改正され、「医療機関、児童福祉施設等及び学校等(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。)の職員等は、乳幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんにり患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、集団発生又は患者の重症化等の問題を引き起こす可能性が高い。このため、医療機関、児童福祉施設等の問題を引き起こす可能性が高い。このため、医療機関、児童福祉施設等ので学校等の職員等のうち、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨

する必要がある。とりわけ、医療機関及び児童福祉施設等の職員等のうち、 特に定期の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児、免疫不 全者及び妊婦等と接する機会が多い者に対しては、当該予防接種を受けるこ とを強く推奨する必要がある。」等と定められました。

つきましては、上記内容について御了知いただくとともに、改正後の指針の内容も踏まえ下記のとおり児童福祉施設等において御協力いただきたい事項を具体的に整理しましたので、貴管内の児童福祉施設等に対し、広く周知していただきますようお願いします。

また、保育所における麻しんを含めた感染症対策については、厚生労働省がとりまとめた「保育所における感染症対策ガイドライン」も参照いただきますよう、併せて周知のほどよろしくお願いします。

なお、別紙3のとおり各都道府県等衛生主管部局宛て通知しましたので、 御承知おきいただきますようお願いします。

記

児童福祉施設等において行われる労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) 第66条に規定する健康診断の機会等を利用して、当該施設等の職員の麻しんのり患歴(過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。)及び予防接種歴(母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。)を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数(現行の定期の予防接種において必要とされる回数をいう。)である2回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、別紙4のリーフレット等を用いて、当該予防接種を受けることを推奨すること。

とりわけ、児童福祉施設等の職員等のうち、特に定期の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児と接する機会が多い者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨すること。(改正後の指針第三の三の1関係)

参考1:麻しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html

参考2:改正後の指針全文

https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf

全日本病院協会 医療行政情報 https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

参考3:保育所における感染症対策ガイドライン (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf

健健発0425第4号 健感発0425第4号 平成31年4月25日

公益社団法人日本医師会 感染症危機管理対策室長 釜萢 敏 殿

> 厚生労働省健康局健康課長 (公印省略) 厚生労働省健康局結核感染症課長 (公印省略)

麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について(協力依頼)

医療機関における麻しん対策については、別紙1の「麻しんの予防接種の推奨の周知について(協力依頼)」(平成30年5月16日健健発0516第1号厚生労働省健康局健康課長通知・健感発0516第1号結核感染症課長通知)等により、これまで御対応いただいているところです。

今般、厚生科学審議会における議論を踏まえ、別紙2「麻しんに関する特 定感染症予防指針の一部改正について」(平成31年4月19日健健発0419第1 号厚生労働省健康局健康課長通知·健感発0516第1号結核感染症課長通知) で各都道府県等に通知したとおり、平成31年4月19日に麻しんに関する特定 感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。) が改正され、「医療機関、児童福祉施設等及び学校等(幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等 専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。)の職員等は、乳幼児、 児童、体力の弱い者等の麻しんにり患すると重症化しやすい者と接する機会 が多いことから、本人が麻しんを発症すると、集団発生又は患者の重症化等 の問題を引き起こす可能性が高い。このため、医療機関、児童福祉施設等及 び学校等の職員等のうち、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、 かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予 防接種歴が不明である者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨 する必要がある。とりわけ、医療機関及び児童福祉施設等の職員等のうち、 特に定期の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児、免疫不 全者及び妊婦等と接する機会が多い者に対しては、当該予防接種を受けるこ とを強く推奨する必要がある。」等と定められました。

つきましては、上記内容について御了知いただくとともに、改正後の指針

の内容も踏まえ下記のとおり医療機関において御協力いただきたい事項を具体的に整理しましたので、貴管内の医療機関に対し、広く周知していただきますようお願いします。

また、医療機関での麻しん対応については、国立感染症研究所感染症疫学センターが作成した「医療機関での麻疹対応ガイドライン」も参照いただきますよう、併せて周知のほどよろしくお願いします。

なお、別紙3のとおり各都道府県等衛生主管部局宛て通知しましたので、 御承知おきいただきますようお願いします。

記

医療機関の職員等に対し、麻しんのり患歴(過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。)及び予防接種歴(母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。)を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数(現行の定期の予防接種において必要とされる回数をいう。以下同じ。)である2回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、別紙4のリーフレット等を用いて、当該予防接種を受けることを推奨すること。

とりわけ、医療機関の職員等のうち、特に定期の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児と接する機会が多い者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨すること。(改正後の指針第三の三の4関係)

参考1:麻しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html

参考2:改正後の指針全文

https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf

参考3:医療機関での麻疹対応ガイドライン

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline04_20160526.pdf

健健発0425第2号 健感発0425第3号 子母発0425第2号 平成31年4月25日

各 { 都 道 府 県 保 健 所 設 置 市 母子保健主管部(局)長 殿 特 別 区

> 厚生労働省健康局健康課長 (公 印 省 略) 厚生労働省健康局結核感染症課長 (公 印 省 略) 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 (公 印 省 略)

麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について(協力依頼)

感染症対策及び母子保健の推進につきましては、平素より格別の御高配を 賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国における麻しん対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)及び予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき策定される麻しんに関する特定感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。)に沿って実施することとされています。

今般、厚生科学審議会における議論を踏まえ、別紙1「麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」(平成31年4月19日健健発0419第1号厚生労働省健康局健康課長通知・健感発0419第1号結核感染症課長通知)で各都道府県等衛生主管部局に通知したとおり、平成31年4月19日に指針が改正され、「国は、都道府県を通じ、定期の予防接種の実施主体である市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、確実に予防接種が行われ、各市町村における第一期に接種した者及び第二期に接種した者の割合がそれぞれ九十五パーセント以上となるよう、積極的に働きかけていく必要がある。具体的には、市町村に対し、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条第一項第一号に規定する健康診査及び学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条に規定する健康診断(以下「就学時健診」という。)の機会を利用して、当該健康診査及び就学時健診の受診者の麻しんのり患歴

(過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。)及び予防接種歴(母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。)を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数(現行の定期の予防接種において必要とされる回数をいう。以下同じ。)である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、当該予防接種を受けることを勧奨するよう依頼するものとする。また、定期の予防接種の受け忘れ等がないよう、定期の予防接種の対象者について、未接種の者を把握し、再度の接種勧奨を行うよう依頼するものとする。」等と定められました。

つきましては、上記内容について御了知いただくとともに、改正後の指針の内容も踏まえ下記のとおり市町村において御協力いただきたい事項を具体的に整理しましたので、貴管内の市町村に対し、広く周知していただきますようお願いします。

なお、別紙2のとおり各都道府県等衛生主管部局宛て通知していることを 申し添えます。

記

衛生主管部局と連携し、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項 第1号に規定する健康診査の機会を利用して、当該健康診査の受診者の麻し んのり患歴(過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。)及び第一 期(生後12月から生後24月に至るまでの間)の定期の予防接種(予防接種法 第第2条第4項の定期の予防接種をいう。以下同じ。)の接種歴(母子健康 手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。)を確認し、 麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの第一期の 定期の予防接種を受けていない場合には、受け忘れ等がないよう、適切に対 応すること。(改正後の指針第三の二の2関係)

参考1:麻しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html

参考2:改正後の指針全文

https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf